

これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会

報告書

平成13年6月18日  
特許庁

## < 目次 >

「これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会」(特許庁長官主催の懇談会) 検討経過 .....	1
「これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会」委員名簿 .....	2
はじめに .....	3
<u>1. 知的財産分野の人的基盤に関する現状と課題</u> .....	5
(1) 弁理士、知的財産分野の弁護士の現状 .....	5
弁理士、知的財産分野の弁護士の不足	
弁理士制度の見直し	
司法制度改革	
(2) 研究者、大学・TLOの知的財産管理者の現状 .....	8
(3) 大学生等の知的財産専門サービスに対する認識 .....	9
<u>2. 知的財産分野の研修等に対する基本的な考え方</u> .....	10
(1) 民間の研修機関等の活用と充実 .....	10
(2) 国の役割 .....	11
<u>3. 日本弁理士会による研修の充実・強化</u> .....	13
(1) 改正弁理士法の下での弁理士の資質の向上 .....	13
新人研修	
継続研修	
(2) 司法制度改革に対応した研修の強化 .....	14
(3) 受講履歴の公表 .....	14
<u>4. 弁理士に特許権等の侵害訴訟代理権を付与する場合の能力担保措置</u> .....	15
(1) 能力担保措置の趣旨 .....	16
(2) 能力担保措置の構成 .....	16
(3) 能力担保措置としての研修の概要 .....	16

研修の内容  
受講者のレベル  
研修の時間数等  
その他

(4) 研修の実施 . . . . . 17

(5) 試験の基本的な考え方 . . . . . 18

5. 国が実施・支援すべき研修 . . . . . 19

(1) 工業所有権研修所等が実施する研修 . . . . . 19

先端技術に関する研修

紛争の迅速・的確な解決を促進するための研修(1) - 法曹の専門性強化

紛争の迅速・的確な解決を促進するための研修(2) - 無効審判の一層の迅速化

関係行政機関の職員に対する研修

(2) 国の支援を検討すべき研修等 . . . . . 20

先端技術分野の学生に対する研修

研究者、大学・TLOスタッフの知的財産マインドの向上

資料集 . . . . . 22

資料1 日米の弁理士、弁護士の現状 . . . . . 23

資料2 弁理士の専門分野に関するニーズ . . . . . 24

資料3 第2期科学技術基本計画の概要(抜粋) . . . . . 26

資料4 弁理士制度の抜本的見直し . . . . . 27

資料5 弁理士試験制度改革の概要 . . . . . 28

資料6 弁理士業務の拡がりについて . . . . . 29

資料7 司法制度改革審議会意見書(抜粋) . . . . . 30

資料8 特許庁が行っている工業所有権制度の普及・啓発事業 . . . . . 32

資料9 民間の研修機関における知的財産研修について . . . . . 33

資料10 我が国の司法修習制度について . . . . . 37

資料11 侵害訴訟代理権希望者数、研修の実施に対するニーズ(日本弁理士会調査結果) . 42

「これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会」  
(特許庁長官主催の懇談会) 検討経過

第1回懇談会 平成12年7月19日(水)

- 議題
- ・懇談会開催趣旨説明
  - ・「知的財産分野の研修の現状」について
  - ・今後の懇談会開催スケジュールについて

第2回懇談会 平成12年9月20日(水)

- 議題
- ・弁理士に求められる資質と研修のあり方について

第3回懇談会 平成12年10月25日(水)

- 議題
- ・弁理士以外の者に対する研修のあり方について
  - ・中間報告骨子(案)について

第4回懇談会 平成12年11月15日(水)

- 議題
- ・中間報告(案)について

平成12年11月17日、「中間報告」を公表

第5回懇談会 平成13年4月13日(金)

- 議題
- ・中間報告における提言の実施状況について
  - ・司法制度改革を巡るその後の状況について
  - ・日本弁理士会からの報告
  - ・今後の議論に向けた論点整理
  - ・今後のスケジュール

第6回懇談会 平成13年5月18日(金)

- 議題
- ・日本弁理士会からの報告
  - ・能力担保措置に関する論点
  - ・先端分野における弁理士の養成について

第7回懇談会 平成13年5月31日(木)

- 議題
- ・日本弁理士会からの報告
  - ・能力担保措置について
  - ・大学、TLO等の人材育成について
  - ・最終報告骨子案について

第8回懇談会 平成13年6月18日(月)

- 議題
- ・報告書案について

「これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会」委員名簿

(五十音別・敬称略)

座長 牧野 利秋 弁護士(元東京高等裁判所判事(知的財産部門))

石田 耕三 (株)堀場製作所専務取締役

井上 一郎 (株)光合金製作所社長

長見・里野 (財)日本消費者協会理事

片山 英二 弁護士(日本弁護士連合会知的所有権委員会委員)

河野 栄子 (株)リクルート代表取締役社長

中山 信弘 東京大学法学部教授

馬場 錬成 科学ジャーナリスト(元読売新聞社論説委員)

三村 量一 東京地方裁判所判事(部総括)

小池 晃 弁理士会会長

吉田 豊麿 (財)知的財産研究所専務理事

## はじめに

過去10年間における内外の経済環境の激変を踏まえ、わが国産業の国際競争力を再構築し、経済・社会の活性化を図ることが喫緊の課題となっている。21世紀は情報や知識によって大きな付加価値が生み出される「知恵の時代」であり、知的財産の創造、権利の保護と活用、さらには紛争解決に至るまでの、いわゆる「知的創造サイクル」の好循環実現に向けて、一体となった取り組みを展開する必要がある。

特に、3月に策定された科学技術基本計画（注1）でも重点分野とされたライフサイエンスや情報通信等の先端技術分野については、このような「知的創造サイクル」を実現し、生み出された優れた発明を成果として社会に生かしていくことが期待されている。

このような「知的創造サイクル」の実現には、知的財産権の取得・活用・紛争解決の各局面においてサポートできる知的財産専門サービスが不可欠である。しかしながら、現状では、質・量ともに十分なサービス提供体制が整っているとは言い難く、例えば、現在約4,600人の弁理士数を大幅に拡大すべきであるとの指摘があり、特に先端技術分野における弁理士数の不足は顕著である。

このため、昨年4月、約80年ぶりに弁理士法の全面改正が行われ、知的財産専門サービスの中核を担う弁理士について、現在のニーズに対応して、ライセンス契約での仲介・代理を含む業務範囲の拡大が図られた。また、弁理士試験制度の改革により、平成14年の試験から受験者負担が大幅に軽減され、弁理士数の大幅な増加が図られることとなっている。

知的財産紛争の迅速な解決を図るという面では、本年6月12日にとりまとめられた司法制度改革審議会（注2）の意見書において、特許権等侵害訴訟における弁理士への訴訟代理権の付与、法曹の専門性の強化等が提言されている。

また、先端技術分野の「知的創造サイクル」実現に当たっては、大学の役割も極めて重要である。近年、大学研究者の研究開発成果の特許権化及び企業への移転を行う「技術移転機関（TLO）」が続々と設立されつつあるが、大学研究者等の知的財産マインド

の向上とともに、これら T L O スタッフ等の充実により、大学の研究成果が適切に特許権化され、ベンチャー企業等によって実用化される仕組みが一日も早く確立されるよう望まれるところである。

わが国における「知的創造サイクル」の実現のため、今、知的財産専門サービス提供者等の人的基盤の充実・強化が求められている。

本懇談会においては、以上の状況を踏まえて、知的財産分野における人的基盤を充実・強化するとの観点から、それに必要な研修のあり方について幅広く検討を行った。本報告書は、これらの検討結果を取りまとめたものである。

(注1) 科学技術基本計画：科学技術基本法（平成7年法律第130号）の規定に基づき、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、今後10年間程度を見通しつつ5年間の科学技術政策を具体化するものとして策定するものであり、今回の第2期計画は平成13年度から平成17年度までの5年間が対象（平成13年3月30日に閣議決定）。

(注2) 司法制度改革審議会：司法制度改革審議会は、21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議することを目的として、平成11年7月27日に内閣に設けられた審議会。会長は佐藤幸治近畿大学教授。本年6月12日に意見書を提出した。

## 1 . 知的財産分野の人的基盤に関する現状と課題

知的創造サイクルの実現を支えるべき、知的財産専門サービス提供者等の人的基盤を強化する必要がある。

特に、弁理士や知的財産分野の専門性がある弁護士等が不足している。また、ライフサイエンスや情報通信等、科学技術基本計画の重点分野を含む先端技術分野に関しては、適切な発明の保護に当たるべき弁理士の不足が指摘されている。

このため、平成14年から施行される弁理士試験制度改革により、弁理士数の大幅増加と、先端技術分野に対応できる技術的バックグラウンドを持った弁理士層の充実が望まれる。

知的財産紛争の解決を一層迅速化するためには、司法制度改革の一環として、弁理士への特許権等侵害訴訟代理権付与、法曹の専門性強化等が提言されており、その具体化のための検討が求められている。

さらに、知的創造サイクルにおける大学の役割が一段と重要になっていることから、先端技術分野を中心に研究者の知的財産マインドを向上させるとともに、大学・TLOにおいて、研究者を支援して研究成果の特許権化・活用を行う内部の知的財産管理者を養成することが必要となっている。

### (1) 弁理士、知的財産分野の弁護士の現状

知的財産専門サービスの提供者は、弁理士、知的財産分野の弁護士、知的財産権取引業者、特許情報提供事業者等であるが、特に、以下の通り弁理士や知的財産分野の弁護士等の充実・強化が求められている。

#### 弁理士、知的財産分野の弁護士の不足

出願や審査請求件数、経済規模等に対して最適な弁理士・弁護士数を推定することは困難だが、例えば米国と対比してみた場合には、米国の特許出願件数（平成12年：約29.6万件）を大幅に上回る出願件数（平成12年：約43.7万件）

があるにもかかわらず、わが国の弁理士や知的財産分野の弁護士の数は米国の約 1 / 4 であり、知的創造サイクルの実現をサポートする弁理士数を大幅に拡大しなければいけないことは明らかである。(資料 1)

特に、ライフサイエンスや情報通信など、科学技術基本計画に基づいて我が国が重点的に取り組むべき研究開発分野を含む先端技術分野等において、弁理士の不足が顕著である。(資料 2)(資料 3)

弁護士についても、知的財産訴訟の分野において、先端技術に対応できる弁護士が必ずしも十分でないとの指摘がなされている。

### 弁理士制度の見直し

弁理士に関しては、昨年 4 月に弁理士法を約 80 年ぶりに全面改正し、これに合わせて弁理士試験制度改革を行い、平成 14 年の弁理士試験(以下、新弁理士試験という。)から受験科目の削減、科目免除の導入等の受験者負担軽減措置が実施されることとなっている。これにより、今後、弁理士数が社会ニーズに対応し得る水準まで漸次拡大するものと期待される。

特に、新弁理士試験においては、論文式筆記試験の選択科目に「バイオテクノロジー」、「情報通信工学」等を採用するとともに、これらの分野の修士・博士等に対して選択科目の免除を行うこととしており、新弁理士試験の周知と着実な実施により、バイオテクノロジー分野や情報通信分野における弁理士数の増加が期待される。(資料 4)(資料 5)

#### (参考) 弁理士試験制度改革の概要

- 論文式筆記試験の必須科目の削減(5科目 3科目)
- 論文式筆記試験の選択科目の選択数の削減(3 1)
- 論文式筆記試験の選択科目の他資格者等への免除  
選択科目に対応する分野で博士又は修士の学位を取得した者  
薬剤師  
情報処理技術者試験合格者(所定の試験区分)等
- 論文式筆記試験の技術系科目に先端技術分野を採用  
「バイオテクノロジー」、「情報通信工学」

また、弁理士の業務範囲については、改正弁理士法により、著作権等を含めた知的財産権に関するライセンス契約の仲介・代理等、ユーザーニーズに応じた多様なサービスが提供できるよう、制度的に拡大されている。(資料6)

(参考) 改正弁理士法による弁理士の業務範囲の拡大

- ・ 工業所有権等のライセンス契約等の仲介・代理、コンサルティング業務の追加
- ・ 税関への不正商品の輸入差止申立て代理業務の追加
- ・ 日本知的財産仲裁センター等の専門的仲裁機関における工業所有権等に関する事件の仲裁手続における代理業務の追加
- ・ 仲裁手続に付随して行われる和解手続での代理業務の追加

このような弁理士法の改正に当たっては、参議院及び衆議院において附帯決議が付され、弁理士数の増大に伴う質の維持ないし法務サービス分野での弁理士の業務範囲の拡大に対応するため、弁理士の研修のあり方について検討を進める必要がある旨指摘されている。

(参考) 弁理士法案に対する附帯決議(関係部分抜粋)

参議院経済・産業委員会

弁理士の業務拡大等に伴う弁理士の研修においては、新規業務に十分対応できるようにするとともに、弁理士の資質が十分に向上できるように努めること。

衆議院商工委員会

近年の急速な技術革新の進展及び知的財産権に関する制度整備の動向等にかんがみ、日本弁理士会が行う研修事業が実務に即したより効果的なものとなるよう、研修内容等の策定に当たっては十分配慮すること。

また、弁理士の自己研鑽努力等を支援しつつ、弁理士試験における受験者負担の軽減が弁理士の資質の低下を招くことがないよう努めるとともに、法務サービス分野における弁理士業務の拡大を踏まえた研修のあり方等について検討を進めること。

今後、弁理士数の大幅な増加及び業務範囲の拡大にともない、弁理士の職業倫理を徹底する必要性も増加するものと考えられる。

## 司法制度改革

約2年にわたって検討されてきた司法制度改革については、司法制度改革審議会が本年6月12日に意見書を取りまとめた。この中で、知的財産権関係事件への総合的な対応強化を図る観点から、訴訟事件の審理期間（注）を概ね半減させることを目標として、弁理士への特許権等の侵害訴訟代理権の付与、法曹の専門性強化を含む提言を行っている。（資料7）

近年、特許権の権利としての強化（損害賠償額の立証容易化等）を中心とする特許法改正を行ってきたが、それがわが国において知的創造サイクルに結実するためには、迅速かつ的確な紛争の解決、特に国際的にみても迅速な解決を推し進める必要がある。

このため、紛争解決に携わることのできる弁理士、及び知的財産分野の専門性が高い法曹の育成が急務である。

（注）知的財産権関係訴訟事件の平均審理期間

・平成11年：23.1月

（出典：司法制度改革審議会意見書）

## （2）研究者、大学・TLOの知的財産管理者の現状

技術開発競争が国際的に激化する中で、基礎技術の開発における大学の重要性がますます高まっている。今後、大学が基礎技術の開発と産学連携への期待に応じていくに際しては、先端技術分野を中心に、研究者の知的財産マインドを飛躍的に向上させることが必要である。

また、大学及び技術移転機関（TLO）（注）において、研究成果を知的財産権として適切に保護・活用するためには、弁理士等の外部の専門家を活用するとともに、研究成果の特許権化・活用に向けて研究者を支援する内部の知的財産管理者が必須であるが、大学・TLOからは、これらの者の不足が指摘されている。

このため、研究者や大学・TLOスタッフに対する知的財産権制度の一層の普及・啓発を図ることも、大きな課題である。

(注) 技術移転機関 (TLO)

技術移転機関 (TLO) は、大学研究者の研究成果の特許権化及び企業への移転を行う法人であり、いわば大学の「特許部」の役割を果たす組織。「大学等技術移転促進法」に基づき経済・文科両大臣の承認を受けた TLO は、助成金の交付等の政策的支援措置の対象。平成 13 年 6 月 1 日現在、全国で 20 件の TLO が承認を受けており、今後さらに広がっていく見通し。

### (3) 大学生等の知的財産専門サービスに対する認識

知的財産の保護と活用に当たる専門サービスの発展には、この分野に対する大学生・大学院生等の認知度向上が必要である。しかしながら、現在、大学の理工学部で知的財産に関する講座・講義を開設している大学がそれほど多くないため、そもそも大学生等の知的財産マインドの醸成すら十分とは言えない。

(参考) 大学等での知的財産の教育普及の状況

平成 13 年 2 月に特許庁が実施したアンケート結果では、理系学部 (654 学部) 中で知的財産関連の講座・講義を行っているという回答があった学部は 66 学部。

大学生等への知的財産権制度の啓発については、特許庁が教材を開発、配布するとともに、セミナーを開催し、講師を派遣する等の施策を進めている。(資料 8)

今後、先端技術に適切に対応できる弁理士等知的財産専門サービスの層を充実するためには、新弁理士試験を着実に実施するとともに、将来の人材供給源となる先端技術分野の大学生等に対して、弁理士制度を含めた知的財産権制度の一層の普及・啓発を図ることが必要である。

## 2. 知的財産分野の研修等に対する基本的な考え方

知的創造サイクルの人的基盤を整備するためには、知的財産に関わる研修等の充実が必要である。ただし、弁理士等の知的財産専門サービスに関しては、民間において多様な研修機会が既に提供されていることに鑑み、基本的には民間の研修機関を最大限活用し、実務能力を涵養すべきである。

また、知的財産関連団体における研修に留まらず、大学が産業界等と連携して、高度な能力の開発に寄与することも期待される。

他方、国においては、科学技術基本計画の重点分野を含む先端技術分野で弁理士が不足する場合等、政策的に専門分野の弁理士を養成する必要がある場合には、所要の研修機会を提供する等の措置を講ずるべきである。

また、先端技術分野における研究者の知的財産マインドの向上や、大学・TLOの知的財産管理者の養成に関しても、国による支援を検討すべきである。

さらに、司法制度改革と連携して知的財産紛争の迅速な解決を促進するため、法曹の専門性強化、無効審判に関する弁理士の実務能力の向上等の観点から、必要な研修の実施について検討すべきである。

### (1) 民間の研修機関等の活用と充実

知的創造サイクルの好循環によりわが国経済を再活性化するには、その人的基盤を強固なものとする必要がある。

ただし、知的財産専門サービスのための人材育成については、日本弁理士会や日本知的財産協会、発明協会のように、多くの研修実績を有し、十分なノウハウを有する民間の研修機関が既に存在している。

例えば、日本弁理士会が弁理士を対象として行っている研修に加え、日本知的財産協会においては、企業の知的財産スタッフや研究者等を対象として知的財産権制度に関する多様な研修を実施している。また、発明協会においても、各都道府県にある支

部組織を活用して中小・ベンチャー企業向けに基礎研修を実施するなど、多様な研修を実施している。(資料9)

したがって、知的財産専門サービス提供者は、これらの団体等による多様な研修機会の利用が現に可能である。また、それを最大限活用して、各人の自己研鑽と競争を通じて、ユーザーニーズに合ったサービスを提供できるような実務能力を涵養することが基本である。

これは、弁理士についても同様であり、昨年の弁理士法改正によって拡大した業務についても、改正弁理士法附則第6条に基づき、日本弁理士会において資質向上のための研修が実施されている。

民間の研修機関においては、質の高い知的財産専門サービスへのニーズが拡大していることに対応して、それを担う人材の能力開発機会が十分に提供されるよう、研修体制を一層充実強化していくことが期待される。また、団体を超えて多様な研修機会を生かせるよう、研修情報をネット上でリンクする等により、研修情報へのアクセスを高めることも望まれるところである。

さらに、知的財産関連団体に限らず、大学等が産業界と連携して、国際的比較においても水準の高い知的財産専門サービスの確立に寄与することも期待される。

## (2) 国の役割

国においては、以上の民間の研修機関等がカバーしきれない分野において、人材育成を補完することを原則とすべきである。

例えば、本年3月に策定された科学技術基本計画に基づいて今後5年間に総額24兆円の政府研究開発投資が行われる見込みとなっているが、その4つの重点分野に数えられるライフサイエンス、情報通信の分野では、専門性を有する弁理士の著しい不足が指摘されている。科学技術基本計画等に基づき多額の公的資金が投入された先端技術分野の研究開発において、その成果が適切に保護されなければ国民の損失ともなり得るため、そうした分野の弁理士の養成・専門性強化を政策的に図る必要がある。

(資料3)

また、基礎技術の研究開発においてより大きな役割を果たすことが期待される大学については、研究成果を適切に特許権化するとともに、その実用化を推し進める必要があり、大学・TLO内部の知的財産管理者の充実、及び研究者の知的財産マインドの向上に必要な知的財産権制度の普及・啓発に関しても国が支援することを検討すべきである。

知的財産紛争の解決という面においては、今後具体化される司法制度改革と連携して、工業所有権に関する審判、訴訟、裁判外紛争処理、水際防止措置等が、全体として効果的かつ国際的に見ても迅速な解決をもたらすシステムとする必要がある。その人的基盤を形成するには、知的財産分野の法曹の専門性強化、侵害訴訟と連動することの多い無効審判に関する弁理士の実務能力の向上、関係行政機関職員に対する専門的知識の普及等の面で必要な研修の実施について検討すべきである。

### 3 . 日本弁理士会による研修の充実・強化

昨年の弁理士法改正により、弁理士は、工業所有権等の活用や仲裁等の紛争解決面において、従前を上回る役割を果たすことが求められている。また、今後具体化される司法制度改革にも貢献することが期待されている。

日本弁理士会においては、こうしたニーズに対応して、弁理士が高度かつ多様なサービスを提供できるよう、新人研修の強化、継続研修の導入等を図るべきである。

特に、知的財産紛争への対応能力を強化するためには、民法・民事訴訟法等に関する研修を抜本的に充実させるとともに、幅広く提供すべきである。

主要な研修については、研修の受講履歴を公表し、これらの研修の受講を促すとともに、ユーザーが個別案件の専門性に対応した弁理士を容易に選択し得るようにすべきである。

#### ( 1 ) 改正弁理士法の下での弁理士の資質の向上

昨年の弁理士法改正により、弁理士は、工業所有権等のライセンス契約、譲渡における仲介・代理、日本知的財産仲裁センター等での仲裁・和解における代理等についても、業務として行うこととなった。

さらに、今後具体化される司法制度改革においては、特許権等侵害訴訟における訴訟代理人、専門委員等として、審理の迅速化に寄与することも期待されている。

日本弁理士会は、こうした弁理士が果たすべき新しい役割に対応して、弁理士の能力開発機会をより多様化・充実し、研修体制を強化することが望まれる。

また、個々の弁理士が、日本弁理士会をはじめとして、その他の民間機関の研修等も活用し、自己研鑽と競争を通じて、多様なユーザーニーズに応え得る実務能力を身につけることが期待される。

#### 新人研修

新人研修は、新人弁理士の実務能力の養成を目的とした重要な研修であるが、現在、弁理士試験に合格して新規登録した弁理士の7割が修了しているに過ぎない。

したがって、新規登録弁理士全員が受講・修了できるよう、新人研修の期間や実施

時間帯、カリキュラム等に関して工夫を行うことが必要である。また、新人研修の内容は、ライセンス契約業務等、改正弁理士法により追加された業務に関する実務能力についても、十分に担保されるものとするのが重要である。

### 継続研修

経験を積んだ弁理士が定期的に研修を受けられるような仕組み（継続研修制度）を導入することも検討すべきである。

例えば、制度改正及び運用の動向、特定分野の技術の動向、弁理士が遵守すべき職業倫理等について多様な研修機会を用意するとともに、各弁理士が一定期間毎に受講すべき研修の目標単位数や研修内容を日本弁理士会が提示することによって、弁理士の自己研鑽を促す等の措置を講ずべきである。

また、改正弁理士法により追加されたライセンス契約業務等の内容を含め、弁理士の業務全般について実務能力を向上できるものとするのが重要である。

## (2) 司法制度改革に対応した研修の強化

司法制度改革審議会は、本年6月12日に出された意見書において、知的財産権関係事件への総合的な対応強化の一環として、「信頼性の高い能力担保措置」を前提に、弁理士に対して特許権等の侵害訴訟代理権を付与することを提言している。

今後、弁理士が工業所有権の審決取消訴訟ばかりでなく侵害訴訟においても訴訟代理人として活動するには、従前にも増して、民法や民事訴訟法の十分な知識を修得する必要があり、日本弁理士会がそのための研修機会を抜本的に充実させるとともに、幅広く提供すべきである。

この場合、法学教育に関して実績のある大学や、今後設立されるロースクール等の研修・教育機関と提携を図ることも検討すべきである。

## (3) 受講履歴の公表

新人研修、継続研修、法律研修等の受講を促すため、主要な研修については、弁理士毎に修了した研修を公表するなどの措置を併せて考えるべきである。また、それによりユーザーが弁理士の専門分野を把握し、個別案件の専門性に対応した弁理士を容易に選択できるような情報提供の仕組みとすることが必要である。

#### 4 . 弁理士に特許権等の侵害訴訟代理権を付与する場合の能力担保措置

司法制度改革審議会の意見書において、弁理士には、「信頼性の高い能力担保措置」を前提として、特許権等侵害訴訟における訴訟代理権を認めることが提言されている。

弁理士が特許権等侵害訴訟における依頼人の期待に応え、審理期間を概ね半減させるという司法制度改革の目標実現に貢献するためには、ふさわしい資質を確保するに足る「能力担保措置」等の仕組みを築き、実行することが不可欠である。

求められている能力担保措置は、特許権等侵害訴訟における訴訟代理権の取得に意欲を有する弁理士を対象とし、研修及びその効果確認を主たる目的とする試験で構成すべきである。

研修の骨格等は、国が定めるべきである。

研修の内容については、司法修習のうち特許権等侵害訴訟に関連する部分を参考にしつつ、民事訴訟に関する実務的なものとすべきであり、研修の時間数等については、弁理士が弁護士と共同受任の事件において代理人となることを踏まえ、これに必要な範囲内のものとすべきである。

研修の実施主体は日本弁理士会としつつ、研修の実施事務については外部機関を活用する等実施の態様に柔軟性を持たせ、弁理士が受講し易い研修とすべきである。

試験は、研修を終了した者に対し、国が実施するものとし、司法修習の終了時に行われている「考試」を参考としつつ、受講生の研修効果の確認を主たる目的としたものとすべきである。

司法制度改革審議会の意見書においては、知的財産権関係事件の審理期間を概ね半減させるとの目標の下に、裁判の専属管轄化を含む総合的な対応策の一環として、「技術的知見を有する弁理士の専門性を活用するため、弁理士の特許権等の侵害訴訟代理権（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。）については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。」としている。

弁理士が特許権等侵害訴訟の依頼人の期待に応え、また裁判の審理期間を概ね半減させるという目標の実現にも貢献するには、訴訟実務を遂行するに足る能力を身につけることが必要である。

当懇談会では、司法制度改革審議会意見書に提言されているところに基づき、弁理士が特許権等侵害訴訟の訴訟代理人となる場合には、弁護士と当該訴訟事件を共同受任し、両者が連携して法廷活動等を行うことを前提として、次のように「能力担保措置」の検討を行った。

### ( 1 ) 能力担保措置の趣旨

特許権等侵害訴訟の訴訟代理権の前提となる能力担保措置は、当該訴訟代理権の取得に意欲を有する弁理士を対象として行い、これを修了した者に当該代理権を付与することとすべきである。

(注) 全弁理士に対して上記能力担保措置を要求した場合には、弁理士試験等弁理士になるためのハードルを著しく上げることにつながり、大勢の若く有為な人材の参入と競争を促すという弁理士法改正・弁理士試験制度改革の趣旨に反するため、このような仕組みとすることは不適當である。

### ( 2 ) 能力担保措置の構成

弁理士に特許権等侵害訴訟の訴訟代理権を認める前提としての能力担保措置は、訴訟実務を中心とする研修と、その効果確認を主たる目的とする試験によって構成すべきである。

### ( 3 ) 能力担保措置としての研修の概要

研修の骨格等については、特許権等侵害訴訟の訴訟代理人として必要な資質が鍛えられるものとなるよう、以下の点を踏まえ、国が定めるべきである。

#### 研修の内容

能力担保措置としての研修は、特許権等侵害訴訟において、弁護士と連携しつつ法廷活動を行うに足る能力を涵養できるよう、司法修習のうち特許権等侵害訴訟に関係する部分を参考としつつ、民事訴訟に関する実務的な内容を中心とする研修とすべきである。(資料10)

具体的には、民事訴訟法、民事訴訟実務（要件事実概論、証拠収集と立証等）に関する講義に加えて、模擬事例を用いた訴状、答弁書、準備書面、損害額の認定等の起案を含む演習形式の研修が考えられるが、詳細は引き続き検討する必要がある。

### 受講者のレベル

能力担保措置としての研修が実効を上げるためには、受講者が民法や民事訴訟法に関する基本的知識を修得していることが必要である。

民法・民事訴訟法等の基本的知識の修得は、大学での科目履修や、今後の充実が期待される日本弁理士会の会員研修等を通じた弁理士各自の努力に委ねることを基本とし、その確認は、最終段階の試験（（４）参照）で行うこととすべきである。

### 研修の時間数等

研修の時間数等については、弁理士が弁護士と共同受任の事件において訴訟代理人となることを踏まえ、これに必要な範囲内のものとすべきである。すなわち、弁理士には、その専門知識を生かしつつ、法廷における訴訟手続を弁護士と協力しながら進めることが期待されることから、研修もそれに相応のものとすべきである。

なお、侵害訴訟等の実務経験を評価し、研修の一部免除等を認めることについても、研修内容の詳細と合わせ、今後検討すべき課題である。

### その他

研修内容やレベルのばらつきを防ぐためには、講師間の合議に留まらず、共通教材の作成による内容の標準化が必要不可欠であり、その内容及び所要の予算措置等に関しても併せて検討すべきである。

## （４）研修の実施

日本弁理士会のアンケート結果によれば、訴訟代理人となることを望んでいる弁理士からは、土日開催や夜間開催等、研修の柔軟な実施態様に対する強いニーズがある。（資料１１）

このため、研修の実施主体は日本弁理士会としつつ、研修の実施事務については外部機関を活用する等その実施態様に柔軟性を持たせることにより、全国各地で活動している弁理士が、研修時間・場所等の面で受講し易い研修とすることも考慮すべきである。

#### ( 5 ) 試験の基本的な考え方

研修の実施態様に柔軟性を持たせる一方、資質の担保と資格認定の公正さを確保するため、研修の効果確認を主たる目的とする試験は、国が実施すべきである。

試験は、司法修習の終了時に行われている「考試」を参考としつつ、受講生が民法・民事訴訟法の基本的知識を備え、かつ研修内容を修得することにより、弁護士と連携しつつ法廷活動を行うに足る能力を備えていることを確認するものとすべきである。

( 資料 1 0 )

## 5 . 国が実施・支援すべき研修

工業所有権研修所が、本年度の機構改正により、特許庁の職員以外の者に対しても研修を行えることになったのに伴い、2節で触れた国の役割に合う研修の実施を検討すべきである。

例えば、先端技術分野のうち、弁理士の顕著な不足が指摘される分野については、この分野の弁理士の増強に資する研修を実施すべきである。

また、司法制度改革と連携して、知的財産紛争の迅速かつ的確な解決を促進するために、法曹の専門性強化等に資する研修についても検討すべきである。

工業所有権研修所が直接行う研修以外にも、科学技術基本計画の重点分野を含む先端技術分野において今後生み出される研究開発成果の適切な保護と活用を図るためには、研究者・学生の知的財産マインドの向上や、大学・TLOスタッフへの専門的知識の普及を図る必要があり、その具体的な方策を検討すべきである。

### (1) 工業所有権研修所等が実施する研修

平成13年度の経済産業省組織令の改正により、工業所有権研修所において特許庁の職員を対象に実施する研修の一部に、職員以外の者も参加することが可能となった。これを踏まえ、2節で触れた国の役割に合う例えば以下のような研修については、実現又は充実・強化を図るべきである。

#### 先端技術に関する研修

科学技術基本計画の重点分野を含む先端技術分野において、ライフサイエンス、情報通信など、弁理士の不足が顕著な分野については、工業所有権研修所が行う技術研修を弁理士に対しても開放するとともに、これらの先端技術分野の研修を充実・強化することを検討すべきである。

## 紛争の迅速・的確な解決を促進するための研修（１） - 法曹の専門性強化

増加する知的財産紛争の迅速な解決を促進するには、司法制度改革審議会も指摘するように、弁護士・裁判官の中でこの分野に詳しい専門家を増やしていくことが不可欠であるため、それに資する研修（例えば、最近の技術進歩と内外の判例、審査基準の比較検討等）を可能な範囲内で法曹に対して提供することも検討すべきである。

## 紛争の迅速・的確な解決を促進するための研修（２） - 無効審判の一層の迅速化

近年の無効審判請求件数の急速な伸び、及び司法制度改革審議会により審理期間を概ね半減させることとされている知的財産権関係訴訟との関連において、無効審判の一層の迅速化が求められており、口頭審理を指揮する審判長とともに、代理人たる弁理士についても、口頭審理の手続き等を最大限活用できるような実務能力の向上が必要である。

このため、審判長・審判官向けの無効審判に関する研修に、可能な範囲で弁理士を参加させることを検討すべきである。

## 関係行政機関の職員に対する研修

特許庁として行っている関係行政機関職員への研修については、特許権等の取得、権利侵害に対する執行事務等の分野毎のニーズに対応して、研修を再編・充実させることを検討すべきである。

## （２）国の支援を検討すべき研修等

### 先端技術分野の学生に対する研修

先端技術分野の学生は、研究者を輩出し、また将来の弁理士、弁護士、大学・TLOの知的財産管理者ともなり得る人材であるため、知的財産マインドを高める必要がある。その一環として、従来より全国各地の大学、研究機関等で実施している工業所有権セミナーを、先端技術分野の学生を対象として拡大すべきである。

また、大学による学生向け知的財産講座の開設等を促進するための方策についても検討すべきである。

## 研究者、大学・TLOスタッフの知的財産マインドの向上

科学技術基本計画において我が国として重点的に研究開発に取り組む分野を中心として、研究者の知的財産マインドの向上や大学・TLOスタッフの知的財産権制度に関する専門性の向上を図る必要があり、その具体的な方策については、今後引き続き検討すべきである。

# 資料集

## 日米の弁理士、弁護士の現状

	日本	米国
出願件数	約 43.7 万件	約 29.6 万件
審査請求件数	約 26.2 万件	-
弁理士	約 4,600 人 (うち弁護士登録者 約 290 人)	・ Patent Attorney 約 16,000 人  ・ Patent Agent 約 3,600 人
弁護士	約 18,000 人 (うち弁理士登録者 約 290 人)	約 907,000 人 (うち Patent Attorney 約 16,000 人)

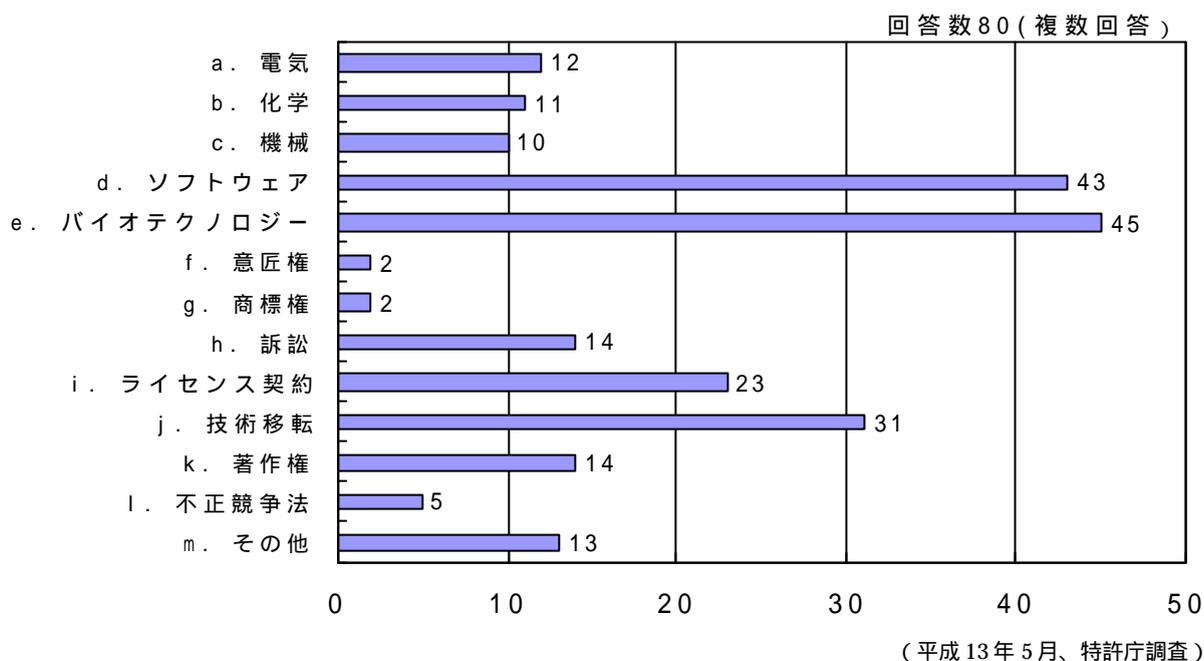
注)

- ・日本、米国の出願件数、審査請求件数は平成 12 年の数値。
- ・日本の弁理士、弁護士数は平成 13 年 6 月 1 日現在の概数。
- ・米国の弁理士、弁護士数の出典：「弁理士法の改正等に関する答申」平成 11 年 12 月 22 日 工業所有権審議会

## 弁理士の専門分野に関するニーズ

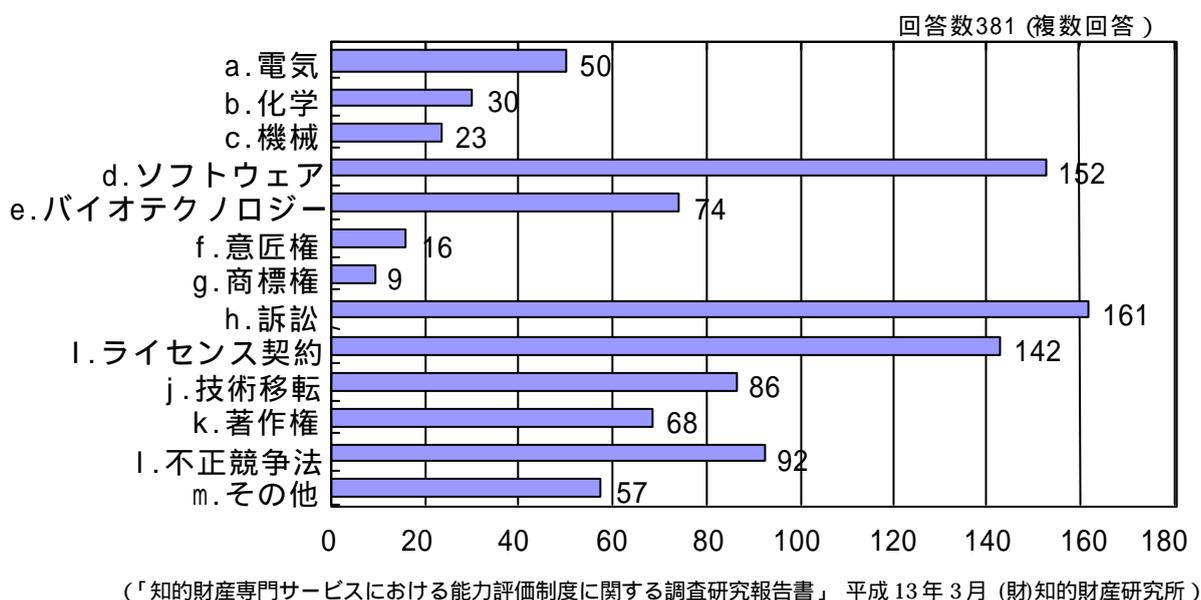
## 1. TLO及び大学（地域共同研究センター）等のニーズ

## 弁理士が不足する分野



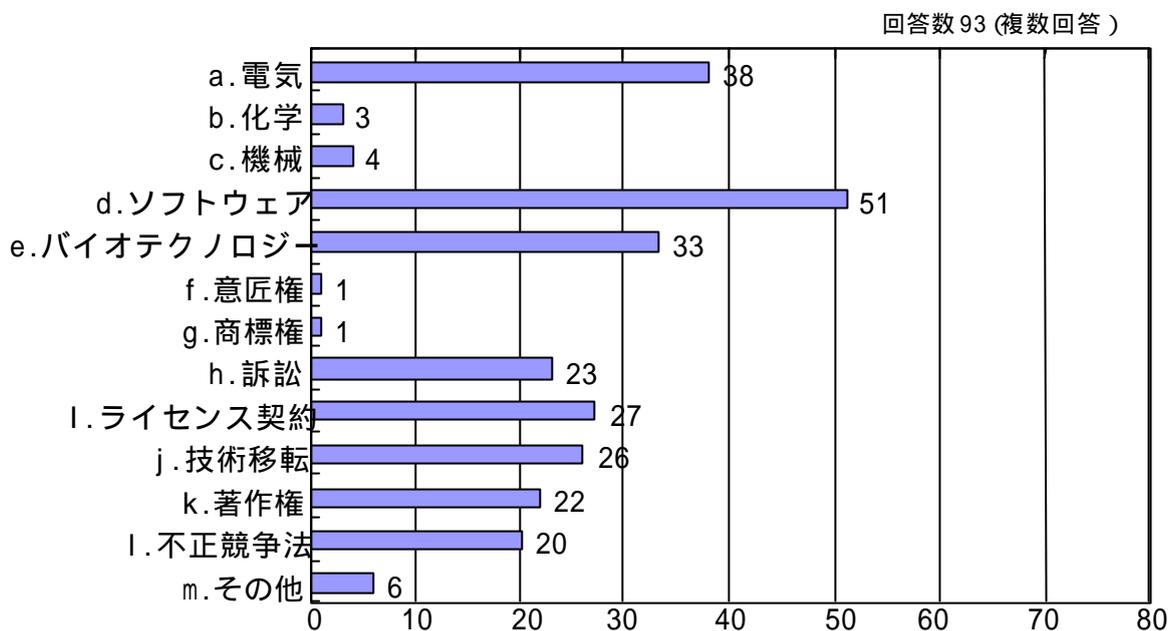
## 2. 企業のニーズ

## 弁理士が不足する分野



### 3. 特許事務所のニーズ

#### 弁理士が不足する分野



(「知的財産専門サービスにおける能力評価制度に関する調査研究報告書」平成 13 年 3 月 (財)知的財産研究所)

## 第 2 期科学技術基本計画の概要（抜粋）

## 第 1 章 基本理念

1 ~ 4  
(略)

## 5 . 政府の投資の拡充と効果的・効率的な資源配分

平成 13 年度から 17 年度までの政府研究開発投資は総額約 2.4 兆円必要。  
(前提：対 GDP 比 1%、GDP 名目成長率 3.5%)  
毎年度の投資は、財政事情等を勘案し、研究システム改革や財源確保の動向等を踏まえて検討。  
研究開発投資の重点化・効率化・透明化を徹底し、研究開発の質を向上。

## 第 2 章 重要政策

## 1 . 技術の戦略的重点化

*基礎研究の推進*  
(略)

*国家的・社会的課題に対応した研究開発の重点化*

以下の 4 分野に対して、特に重点を置き、優先的に研究資源を配分：

ライフサイエンス分野：疾病の予防・治療や食糧問題の解決に寄与  
情報通信分野：高度情報通信社会の構築と情報・ハイテク産業の拡大に直結  
環境分野：人の健康、生活環境の保全、人類の生存基盤の維持に不可欠  
ナノテクノロジー・材料分野：広範な分野に大きな波及効果を及ぼす基盤

以上の 4 分野に加え、エネルギー、製造技術、社会基盤、フロンティアの 4 分野においても、国の存立にとって基盤的で、国として取り組むことが不可欠な領域を重視して推進。

*急速に発展し得る領域への対応*  
(略)

2 . 優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革  
(略)

*研究開発システムの改革*

*産業技術力の強化と産学官連携の仕組みの改革*

- ・産学官連携を促進する人材の養成・確保、研究情報や人材情報に関するデータベースを充実。
- ・ (略)

# 弁理士制度の抜本の見直し

旧法

新法

(業務の範囲)

特許庁に対する手続代理が中心

(弁理士試験)

工業所有権法に関する知識重視型試験  
(合格率4%、合格者平均年齢33歳)

(弁理士事務所の経営体制)

経営体制の制限

(競争制限的規定)

弁理士活動の制限

(業務の範囲)

・知的財産専門サービスの担い手へ

知的財産取引契約の仲介・代理、相談業務の明確化  
裁判外紛争処理業務(仲裁事件の手続代理)の追加  
弁理士の独占業務(特許料の納付手続等)の見直し

(弁理士試験)

弁理士数の十分な量的拡大が可能となるよう、  
弁理士制度を抜本的に改革

試験内容の簡素合理化、一定の資格を有する者に対する試験の一部免除

(弁理士事務所の経営体制)

・規制緩和による柔軟なサービス提供体制の実現

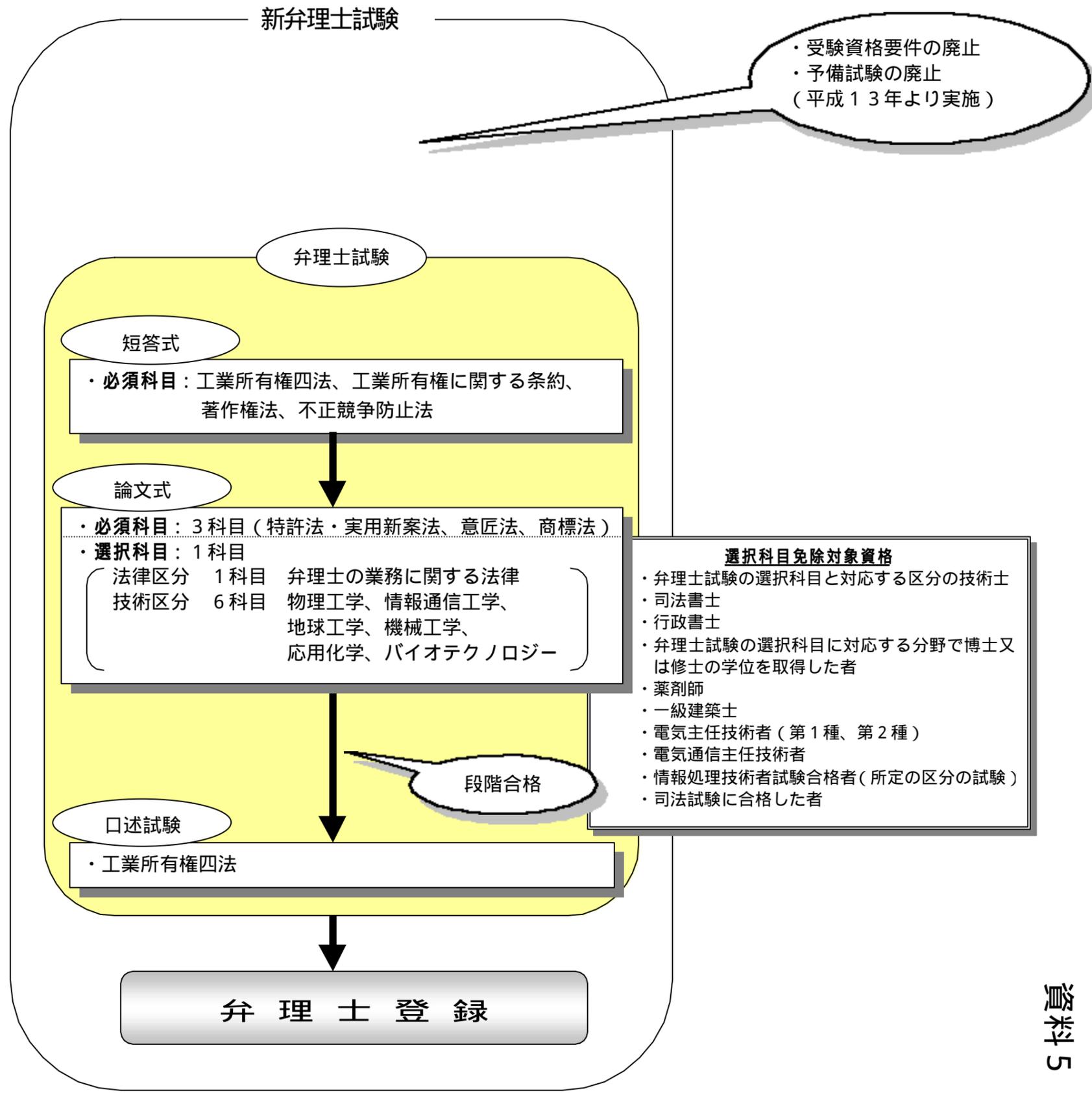
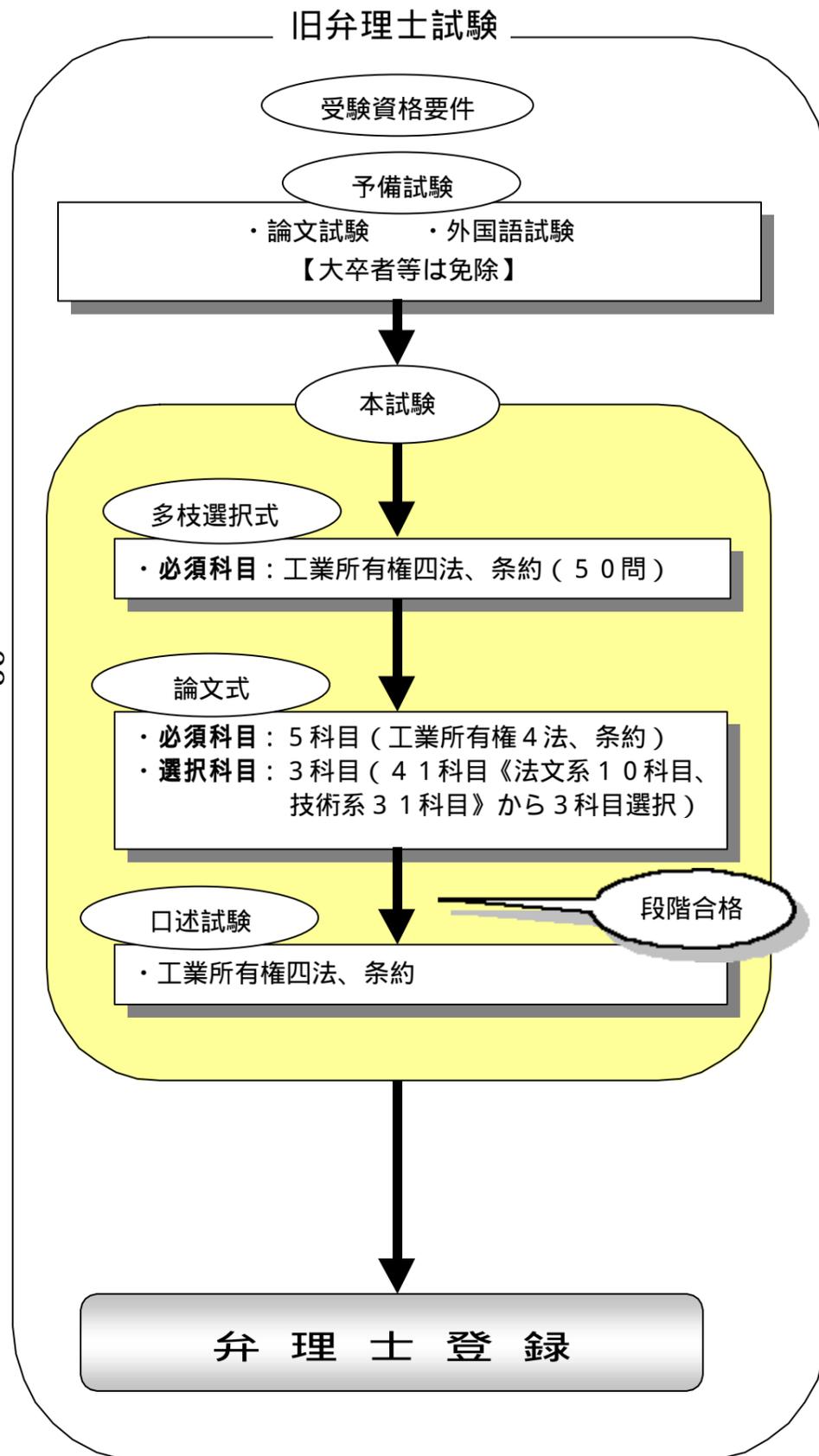
事務所の法人化、複数事務所(支所)の設置の解禁(会則)

(競争制限的規定の抜本の見直し)

・弁理士等の自主的活動範囲の拡大

弁理士の報酬額表の根拠規定の削除  
広告制限の原則撤廃(会則)

# 弁理士試験制度改革の概要



## 弁理士業務の拡がりについて

	工業所有権 (特許法・実用新案法・意匠法・商標法)	半導体回路配置利用権 (半導体集積回路の回路配置に関する法律)	特定不正競争 (不正競争防止法)	著作権 (著作権法)
官公署への申請業務		-	-	-
税関における輸入差止申立て業務			-	(著作隣接権を含む)
契約代理・相談業務			(技術上の秘密)	
仲裁代理業務				×
審決取消訴訟における代理人業務		-	-	-
侵害訴訟等における補佐人業務				×

(注1) 特定不正競争とは、著名表示の冒用、デッドコピー、ノウハウの不正使用等、商品等表示、商品の形態又は技術上の秘密に関する不正競争のこと。

(注2) は新規追加業務、 は従来業務。

## 司法制度改革審議会意見書（抜粋）

## ．国民の期待に応える司法制度

## 第1 民事司法制度の改革

## 3．知的財産権関係事件への総合的な対応強化

知的財産権関係訴訟事件の審理期間をおおむね半減することを目標とし、民事裁判の充実・迅速化に関する方策に加え、以下の方策等を実施すべきである。

- ・ （略）
- ・ 弁理士の特許権等の侵害訴訟代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。
- ・ 法曹の専門性を強化すべきである。
- ・ （略）

## (1) 総合的な対応強化の必要性

(略)

## (2) 総合的な対応強化の具体的方策

(略)

- ・ 技術的知見を有する弁理士の専門性をも活用するため、弁理士の特許権等の侵害訴訟代理権（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。）については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。
  - ・ 法曹の専門性を強化すべきである。
- (略)

## ．司法制度を支える法曹の在り方

## 第3 弁護士制度の改革

## 7．隣接法律専門職種の利用等

訴訟手続において、隣接法律専門職種などの有する専門性を活用する見地から、

- ・ （略）
  - ・ 弁理士への特許権等の侵害訴訟（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。）での代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。
- (略)

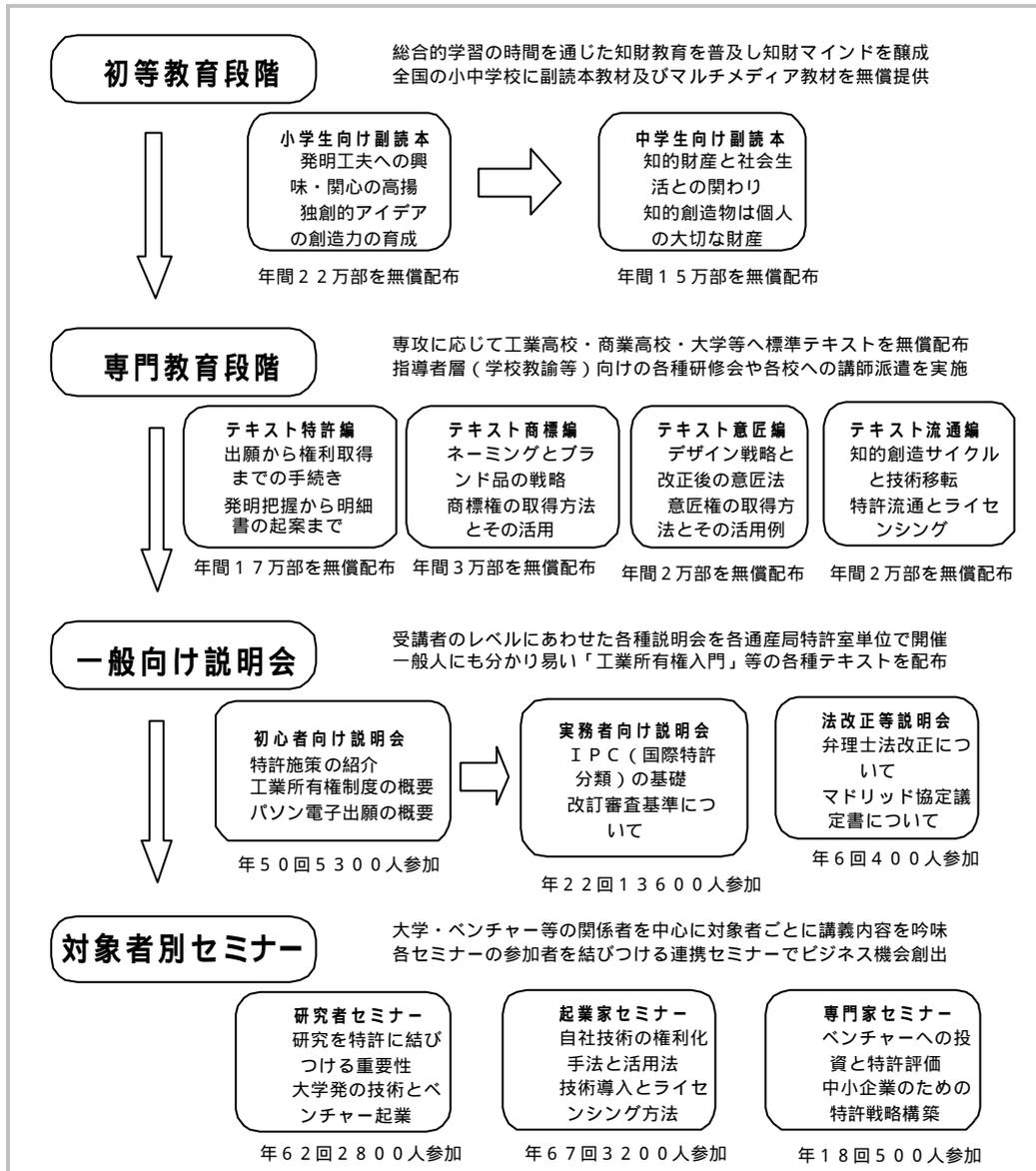
(略)

弁護士と隣接法律専門職種との関係については、弁護士人口の大幅な増加と諸般の弁護士改革が現実化する将来において、各隣接法律専門職種の制度の趣旨や意義、及び利用者の利便とその権利保護の要請等を踏まえ、法的サービスの担い手の在り方を改めて総合的に検討する必要がある。しかしながら、国民の権利擁護に不十分な現状を直ちに解消する必要性にかんがみ、利用者の視点から、当面の法的需要を充足させるための措置を講じる必要がある。

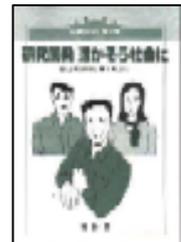
このような観点に立ち、訴訟手続においては、隣接法律専門職種などの有する専門性を活用する見地から、少なくとも、(中略) 弁理士の特許権等の侵害訴訟(弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。)での代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。

(略)

## 特許庁が行っている工業所有権制度の普及・啓発事業



### [ 工業所有権普及啓発教材の例 ]



「工業所有権標準テキスト特許編」 「産業活性化のための特許活用」 「書いてみよう特許明細書」 「研究開発 活かそう社会に」

## 民間の研修機関における知的財産研修について

### 1. 日本弁理士会における研修

日本弁理士会は、会員を対象とした「会員研修」、当年度弁理士試験合格者を対象とした「実務総合研修（新人研修）」、一般市民を対象とした知的財産権に関するセミナーを開催。

#### 1 - 1 . 会員研修

- ( 1 ) 対象：弁理士、弁理士となる資格を有する者、その他正副会長会において適当と認める者。
- ( 2 ) 開催場所：東京、大阪、名古屋。年に数回その他の地方でも開催。
- ( 3 ) 内容：弁理士業務に関する法令、実務及び専門技術等。
- ( 4 ) 研修規模：毎年11回程度。概ね毎月1～2回。一日3時間。

#### 1 - 2 . 実務総合研修（新人研修）

- ( 1 ) 対象：当該年度弁理士試験合格者であるが、既登録会員の受講も可。
- ( 2 ) 開催場所：東京、大阪
- ( 3 ) 内容：弁理士の基本的な実務に関する総合研修として実施。
- ( 4 ) 研修規模：毎年1回（1月～2月）。一日6時間を2か月間。

#### 1 - 3 . 一般セミナー

- ( 1 ) 対象：一般市民
- ( 2 ) 開催場所：不定
- ( 3 ) 内容：知的財産入門講座等
- ( 4 ) 研修規模：毎年3回程度。不定期。一日3～4時間。

## 2 . 日本知的財産協会における研修

日本知的財産協会は、会員企業 902 社の従業員を対象として、知的財産部門の専門家、マネージャーの育成、及び研究者、技術者の知的財産マインドの育成に資する各種研修を実施。

### 2 - 1 . 定例コース

- ( 1 ) 対象：平成 12 年度から入会基準改正に伴い、従来の会員企業の従業員に加え、知的財産関係機関・団体、特許事務所、調査会社等賛助会員の所員、従業員にも受講者対象を拡大（受講者総数：平成 11 年度 9,162 名・平成 12 年度 9,945 名。）。
- ( 2 ) 開催場所：東京、大阪、名古屋
- ( 3 ) 内容： 入門、初級、中級、上級、研究、総合、の 6 レベルにおいて、各地区合計 52 のコースを設定。
- ( 4 ) 研修規模：1 コース 24 ~ 42 時間。

### 2 - 2 . 海外研修コース

欧米の知財事情研修、 米国特許制度セミナー、 アジアの知財事情研修の 3 コースを実施。

### 2 - 3 . その他の研修

定例コースの他、時宜に応じた臨時コースを実施。受講者総数：平成 12 年度 1,810 名（10 テーマ）、平成 12 年度 5,118 名（11 テーマ）。

### 3.(社)発明協会における研修

(社)発明協会においては、知的所有権研修(長期研修)を実施するとともに、全国47都道府県にある支部組織を活用して、特定テーマに基づく短期研修、受講者に応じた研修等を実施。

#### 3-1. 知的所有権研修

- (1) 対象：大企業の知的財産担当、中小企業経営幹部、個人等((社)発明協会の会員に特定せず。)
- (2) 開催場所：東京(発明協会研修ルーム)
- (3) 内容：知的財産に関する専門的知識を備えた人材の育成を図るため、所要の研修項目を網羅した総合研修を実施。
- (4) 研修規模：週2日開催で約7か月間(延べ54日間)。

#### 3-2. 特定テーマに基づく短期研修

知的財産に関する業務を行なう上で必要な特定の知識の習得を図るべく、多様な研修テーマによる研修を実施。

#### 3-3. その他受講者に応じた研修

受講者のレベル(初級・中級等)を明示した研修の実施、あるいは「中小・ベンチャー企業セミナー」、研究者向け「国研セミナー」等、受講者を特定した研修を実施。

#### 3-4. 特定分野の専門家に対する研修(IPDL 検索指導アドバイザー初任研修)

IPDL 検索指導アドバイザーを地域の知的所有権センターに派遣するに際し、必要な知識と技能に関し高度な集中的研修を実施。

#### 3-5. 海外からの研修生の受入れ

特に知的財産制度の活用が充分でない国・地域を対象にした研修生の受入れ。

#### 4 . (財) 日本テクノマートにおける研修

(財) 日本テクノマートにおいては、特許流通アドバイザーの養成、研修及び技術移転に関する実務研修等を実施。

##### 4 - 1 . 特許流通アドバイザー研修

- ( 1 ) 対象：当該年度の採用アドバイザー等
- ( 2 ) 開催場所：東京
- ( 3 ) 内容：特許流通アドバイザーとして必要な専門知識の涵養。
- ( 4 ) 研修規模：毎年 6 月から 1 か月 ( 実効 20 日間程度 ) 実施。

##### 4 - 2 . 一般研修「基礎研修」

- ( 1 ) 対象：現在技術移転の仲介を行っているか、又は技術移転の仲介を行う意思がある者( 企業等に勤務する者、大学生等 )( 1 会場 100 名程度 )。
- ( 2 ) 開催場所：計 8 会場 平成 13 年度は計 10 会場
- ( 3 ) 内容：技術移転における取引業者として必要な専門知識の涵養。
- ( 4 ) 研修規模：1 週間 ( 5 日間 ) 平成 13 年度は 3 日間

##### 4 - 3 . 一般研修「実務研修」

- ( 1 ) 対象：基礎研修の研修修了者、3 年以上の実務経験者等
- ( 2 ) 開催場所：東京、大阪
- ( 3 ) 内容：技術移転における取引業者として必要な専門知識の涵養。
- ( 4 ) 研修規模：20 日間 平成 13 年度は 15 日間

##### 4 - 4 . 知的財産権取引業者向けセミナー

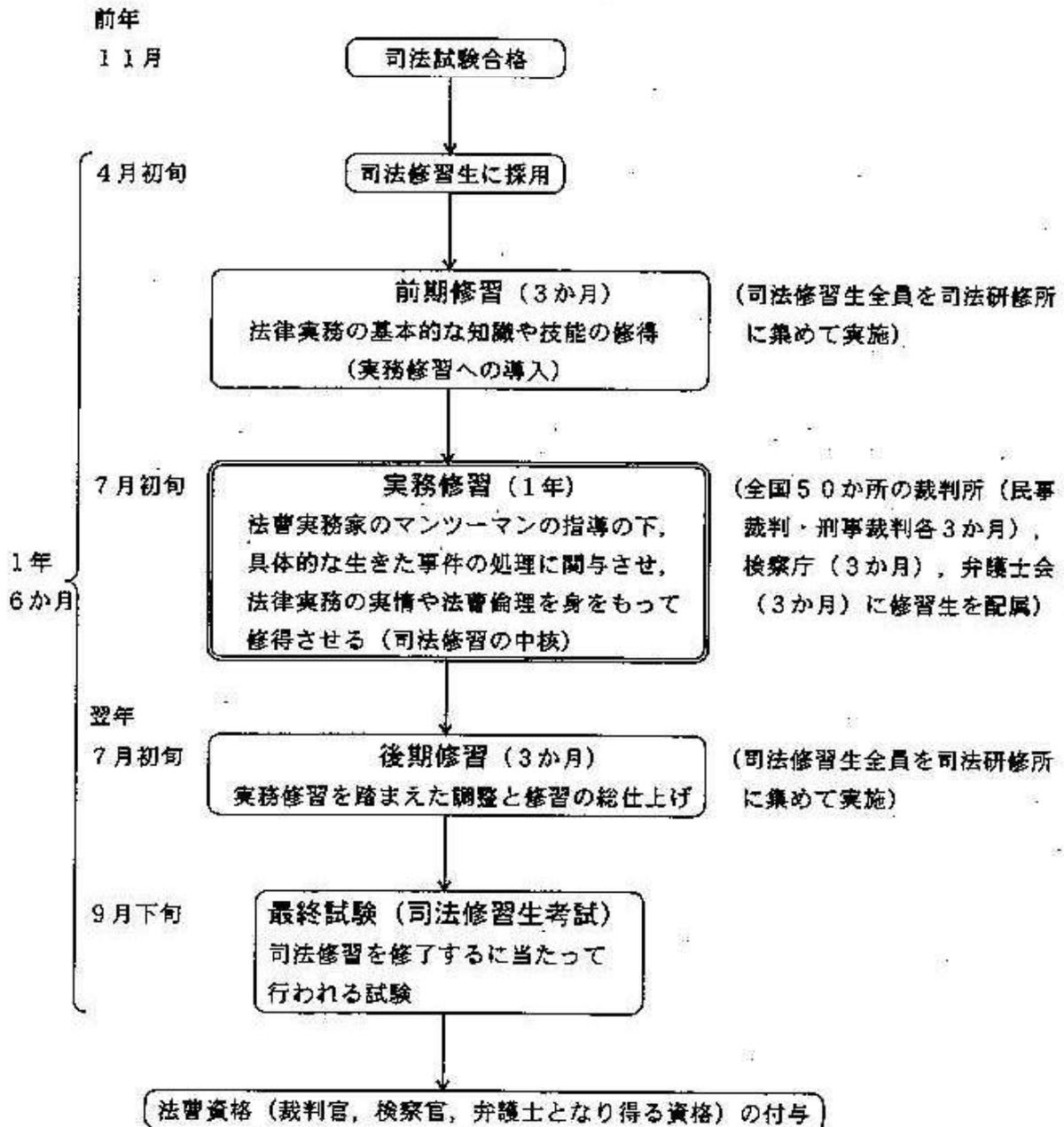
- ( 1 ) 対象：知的財産権取引事業者
- ( 2 ) 開催場所：東京
- ( 3 ) 内容：技術移転に関するトピックスについて、専門家が講演。
- ( 4 ) 研修規模：年 3 回程度 ( 不定期 )。一日 3 時間程度。

##### 4 - 5 . 技術移転に関する国際セミナー

- ( 1 ) 対象：知的財産権取引事業者、T L O、知的財産権関係者
- ( 2 ) 開催場所：東京
- ( 3 ) 内容：技術移転に関するトピックスについて、欧米専門家、国内実務者が講演並びに討論を実施。
- ( 4 ) 研修規模：年 1 回。3 日間。

## 我が国の司法修習制度について

### 1 我が国の司法修習制度の概要



## 2 修習の具体的内容

### (1) 前期修習

#### 前期修習(司法研修所, 3か月)

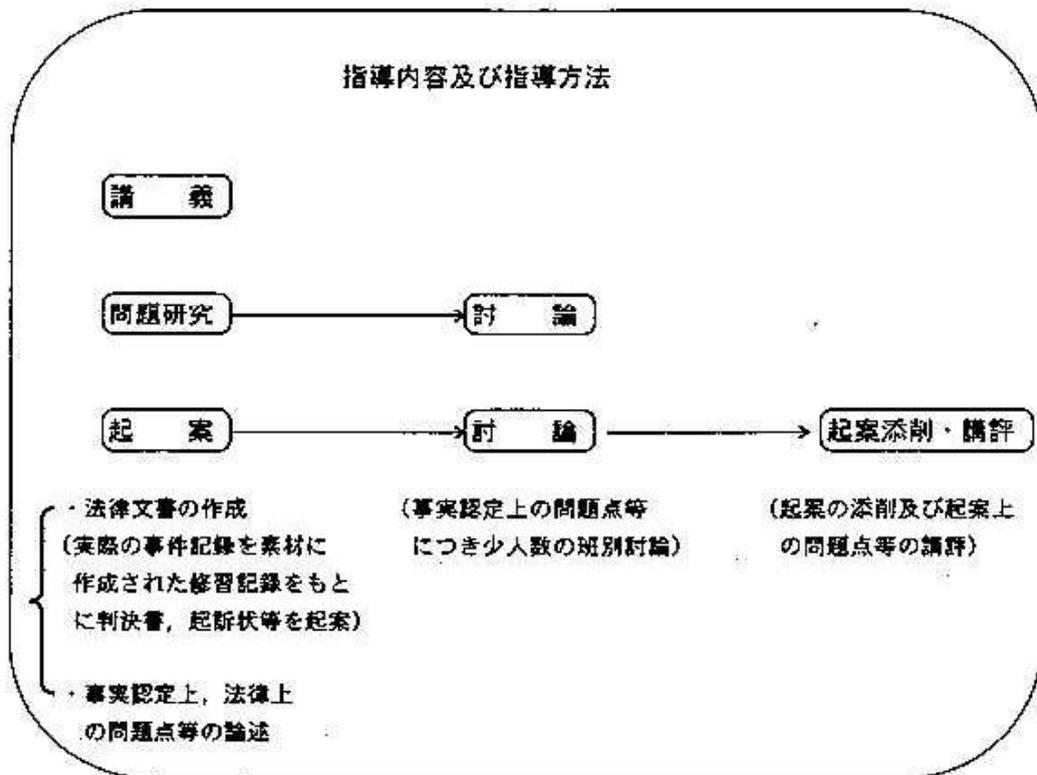
法律実務の基本(5科目) についての教育					実務に関する 幅広い知識の修得			その他	
民事 裁判	刑事 裁判	検 察	民事 弁護	刑事 弁護	行 政 法	労 働 法	各 種 講 義 等	法 曹 倫 理	一 般 教 養 等
教官	教官	教官	教官	教官			(注)		

クラス担任制(実務経験の豊富な現役の裁判官2名, 検察官1名,  
弁護士2名の合計5名が1クラスを受け持って指導)

- ※ 第53期司法修習生(平成11年度採用) : 約800名, 12クラス  
(1クラス=66~67人)  
第54期以降の司法修習生 : 約1000名, 14クラス  
(平成12年度以降採用) (1クラス=71~72人)

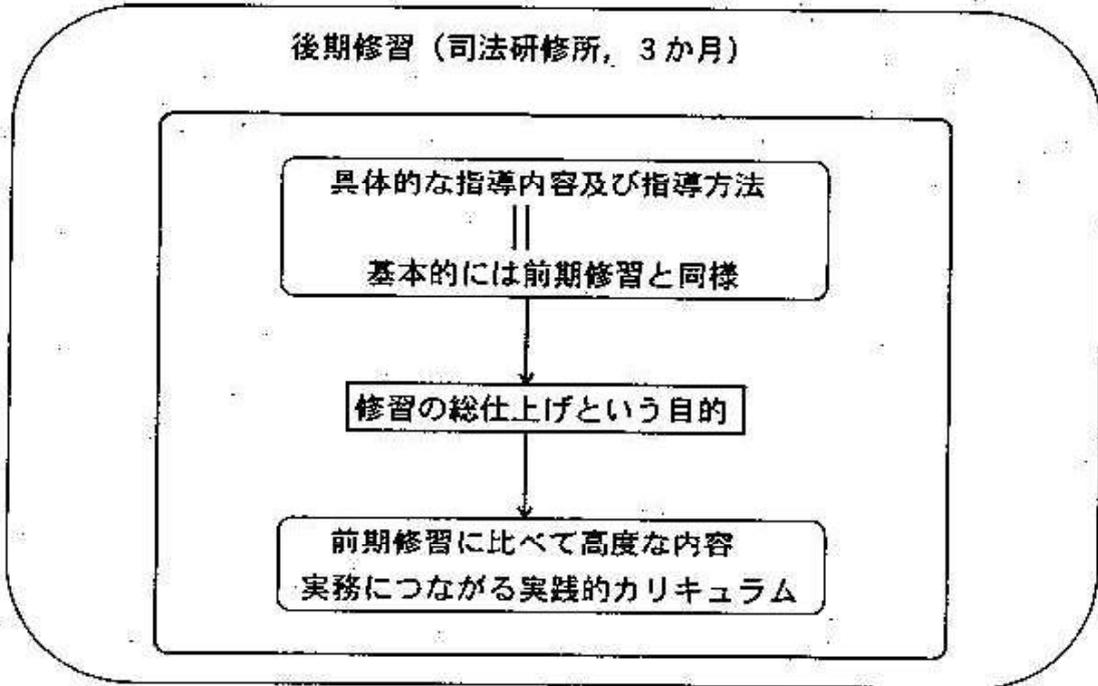
#### (注) 各種講義で取り上げたテーマの例

- (民事関係) 行政法, 行政事件  
労働法, 労働事件  
倒産法, 倒産事件(再建型倒産, 管財実務, 消費者破産, 国際倒産等)  
知的財産権, 商標権, 不正競争防止法, 独占禁止法, 製造物責任法,  
ライセンス契約, 税務, ADR, 住宅問題等  
企業をめぐる法律問題(株主代表訴訟, M&A, 親子会社等)
- (刑事関係) 法医学, 精神医学  
科学捜査  
少年事件, 外国人事件, 企業犯罪  
犯罪被害者保護
- (その他) 外国法(国際私法, 米, 英, 独, 仏, アジア法)  
国際人権規約



(2) 実務修習 (略)

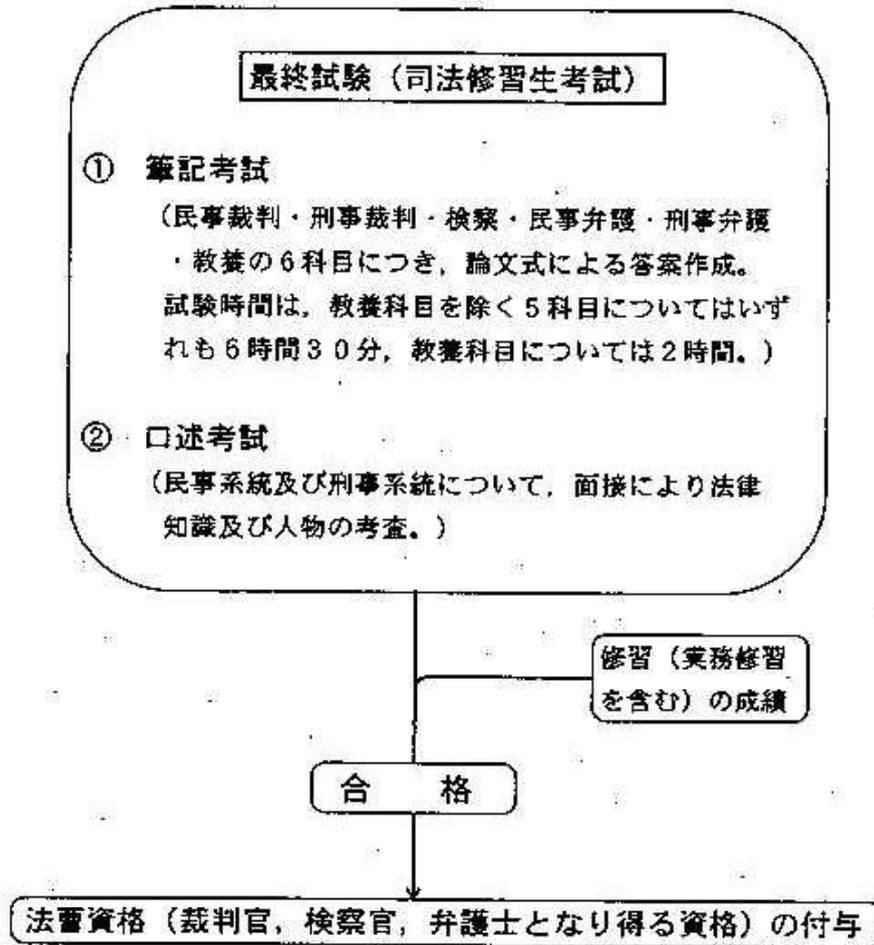
(3) 後期修習



(注) 前期修習と後期修習との違い…後期修習における指導も、前期修習と同様に、基本5科目を中心として、講義、問題研究、起案などが行われるが、実務修習等の成果を踏まえ、修習全体の総仕上げとして、前期修習における指導と以下のような違いがある。

- ①より複雑困難な事件の修習記録を使用するなど、かなり高度な内容の教育を行う。
- ②民事及び刑事の模擬裁判や、倒産、執行、令状関係、法律相談、訴訟外の紛争解決手段に関するカリキュラムは、より高度かつ実践的な内容となっている。
- ③実務修習を踏まえた修習内容の調整という観点から、実務修習中に体験した事案を素材として取り上げ、修習生に発表・討論させるなどのカリキュラムを行う。

(4) 司法修習生考試委員會による合否判定(最終試験(司法修習生考試)等)

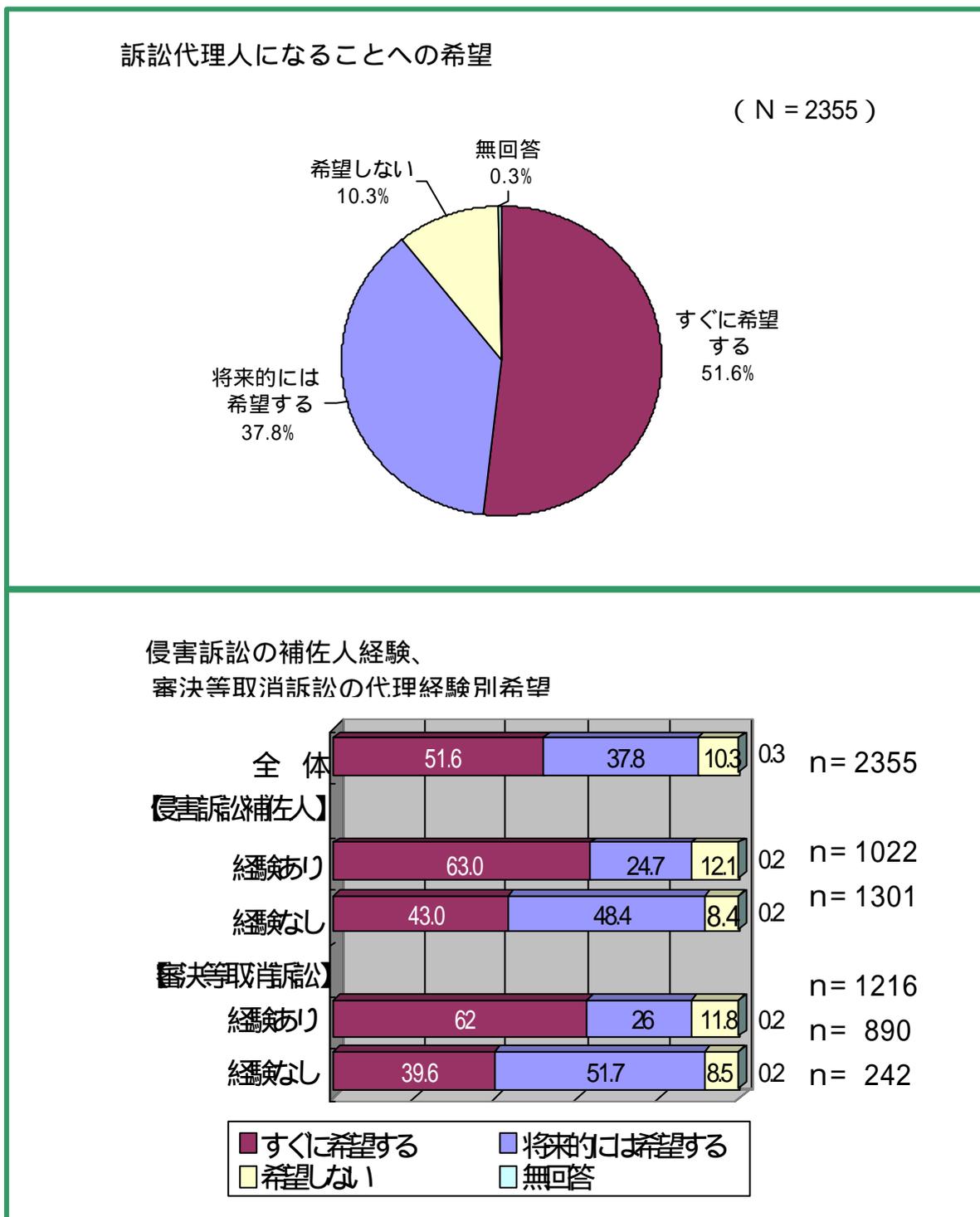


(注) 司法修習生考試委員會…最終試験(司法修習生考試)を行うために最高裁判所に常置される委員會で、修習成績と最終試験(司法修習生考試)の結果によって、合格、不合格を判定する。委員長には、最高裁判所長官が充てられ、委員には、裁判官、検察官、司法研修所教官、弁護士その他から選ばれる。

## 侵害訴訟代理権希望者数、研修の実施に対するニーズ

(日本弁理士会調査結果)

### 1. 訴訟代理人になることへの希望



## 2. 受講可能な研修時間帯・規模

